

食品安全委員会第 351 回会合議事録

1. 日時 平成 22 年 10 月 14 日（木） 13:59 ～14:22

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

- ・農薬「エタルフルラリン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ベンフルラリン」に係る食品健康影響評価について
- ・清涼飲料水関連物質「シアン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「VAL-No. 2 株を利用して生産された L-バリン」に係る食品健康影響評価について

(2) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 22 年 9 月分）について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈エタルフルラリン〉

資料 1 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ベンフルラリン〉

資料 1 - 3 化学物質・汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈清涼飲料水関連物質シアン〉

資料 1 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈VAL-No.2 株を利用して生産された L-バリン〉

資料 2 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 22 年 9 月分）について

6. 議事内容

○小泉委員長 皆様おそろいようですので、始めさせていただきます。

ただ今から「食品安全委員会（第 351 回会合）」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。お手元にございます「食品安全委員会（第 351 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙のほかに資料 1 - 1「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈エタルフルラリン〉」。

資料 1 - 2「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ベンフルラリン〉」。

資料 1 - 3「化学物質・汚染物質に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈清涼飲料水関連物質シアン〉」。

資料 1 - 4「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈VAL-No.2 株を利用して生産された L-バリン〉」。

資料 2 「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 22 年 9 月分）について」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

最初に「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。まず農薬 2 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料 1 - 1 と 1 - 2 に基づきまして、御説明いたします。

資料 1 - 1 はエタルフルラリンの農薬評価書でございます。6 ページの「7. 開発の経

緯」に記載がございますが、このものは除草剤でありまして、米国ではだいたひまわり等を対象に登録されておりますが、我が国では農薬として登録されておらず、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が既に設定されているものでございます。

食品健康影響評価につきましては16ページからでございます。16ページの下の方から17ページにかけてAD Iについて記載がございますが、ラットを用いた1年間慢性毒性試験の結果から0.039 mg/kg体重/日とAD Iを設定しております。

最後から2ページ目の参考を御覧いただきたいと思ひます。このものにつきまして、9月29日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。その結果、御意見・情報はございませんでした。

資料の最後のページに修正についての記載がございますが、表記上の修正でございまして、評価の内容についての変更はございません。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料1-2でございます。ベンフルラリンの農薬評価書でございます。こちらの方も6ページの「7. 開発の経緯」を御覧いただければと思ひます。このものも除草剤でございます。米国では、芝、アルファルファ、レタスなどを対象に登録されておりますが、日本では食用作物には、農薬として登録されていないというもので、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定されております。

食品健康影響評価につきましては15ページからでございます。15ページの下の方から16ページにAD Iの関係の記載がございますが、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の結果から0.005 mg/kg体重/日とAD Iを設定しております。

最後から2枚目の紙でございます。9月24日まで国民からの御意見・情報の募集をこのものについても行ってありますが、その結果、御意見・情報はございませんでした。

資料の最後のところに表記上の変更点がございますが、こちらも評価の内容についての変更ではございません。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本2件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「エタルフルラリンの一日摂取許容量を0.039 mg/kg 体重/日と設定する。」「ベンフルラリンの一日摂取許容量を0.005 mg/kg 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 続きます、清涼飲料水関連物質シアンに関する食品健康影響評価についてです。本件につきましても専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1-3に基づきまして、御説明をいたします。シアンの清涼飲料水評価書でございます。

厚生労働大臣から清涼飲料水の規格基準の改正といたしまして、このシアンを含めまして、化学物質48項目などの評価要請がございまして、順次評価を行っているところでございます。シアンもその一つとして化学物質・汚染物質専門調査会で御審議いただいたものでございます。

6ページの冒頭に「Ⅰ. 評価対象物質の概要」がございまして、こちらに記載がございすように、評価対象物質のシアンにつきましては、水質基準と同様にシアンイオン及び塩化シアンをあわせたものと定義して評価を行ったものでございます。

26ページから「Ⅲ. 食品健康影響評価」がございまして、28ページにTDIの関係がございまして、シアンのTDIにつきましては、ラットの13週間飲水投与試験の成績に基づきまして、シアンイオンとして4.5 μg/kg 体重/日と設定されております。

35ページの次のページの参考でございまして、この評価書(案)につきまして、9月17日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。その結果、御意見・情報はございませんでした。

最後から2枚目の紙に変更点がございまして、表記の修正のほか、意見・情報の募集期間中に厚生労働省から最新の水道統計、平成20年度の調査結果につきまして、情報提供がございました関係の修正を行っております。水道水でのシアンの検出状況に関する新しい情報でございまして、暴露状況に関する情報を新しい情報に更新するという趣旨で修正を行ったもので、TDIの設定などに影響する修正ではございません。

本件につきましてはこのように修正いたしまして、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

1つお聞きしますが、6ページの「I. 評価対象物質の概要」に「我が国における水質基準の見直しの際の評価」と書いてあります。この水質基準は清涼飲料水の水質基準ですか。それとも水道水の水質基準ですか。

○坂本評価課長 こちらは水質管理の方で、参照1が厚生科学審議会の水道の方の資料ですので、水道の関係のということでございます。

○小泉委員長 分かりました。ほかに何か御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、化学物質・汚染物質専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「シアンの耐容一日摂取量をシアニオンとして $4.5 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。」ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 続きまして、遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましても専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料1-4に基づきまして、御説明いたします。遺伝子組換え微生物の一種でございます VAL-No.2 株を利用して生産された食品添加物 L-バリンに関する遺伝子組換え食品等評価書ということでございます。

1ページの「審議の経緯」にございますように、本年7月に厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請があったものです。

3ページから「II. 食品健康影響評価」について記載がございます。このものはいわゆる高度精製品というものに該当いたしまして、評価した結果、安全性評価基準による評価

は必要ないと判断されております。

最後のページの参考でございますように、この評価書（案）に関しまして、10月1日まで国民からの御意見・情報の募集を行いました。その結果、御意見・情報等はございませんでした。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知したいと考えております。

本件の説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づきまして、安全性が確認されたと判断した。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「（2）『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成22年9月分）について」です。事務局から報告をお願いします。

○野村委員 後先になって恐縮ですが、シアンのところの修正箇所です。後ろから2枚目の「評価書の変更点」ですけれども、一番最後のページの平成20年度調査結果を見ますと、50%超というのは今回はないわけですね。それが書いていないと、40%超過50%以下の2か所があったけれども、一般にはわかりにくいのではないかという気がしますので、これは50%超はないということを入れた方がいいのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○坂本評価課長 あるいは最も高かったのが40%超過50%以下というような修正をということでございますか。

○野村委員 そうですね。何となくこれだと50%超をネグってしまったような感じがしな

いでもない。

○坂本評価課長 一番高いところが2か所あったことははっきり記載しておりますので、表現の方は専門調査会の先生とも相談をして修正します。

○野村委員 最高でとかですね。

○見上委員 それに関して、評価書の変更点のところに書いてあるのではまずいということですか。後ろから2番目の40%超、50%以下の箇所が2か所ありました。

○坂本評価課長 野村先生の御指摘は、これが最高だということがわかりやすいようにという意味だと思うのですが。

○見上委員 でも、以下の箇所があったと。

○小泉委員長 多分、野村さんの言われているのは、そこが最高で、それ以上ランクがあるのですが、そこには検出されなかったということですね。それをはっきりさせた方がいいということですか。

○野村委員 よく考えればわかるのかもしれないですが、そこはないと素直に書いておいた方がいいような気もするのです。

○小泉委員長 わかりやすくするのであれば、それ以上では検出されなかったとかですね。

○野村委員 最高がこれだったと。

○小泉委員長 見上さん、どうですか。

○見上委員 これは平成20年度調査結果とテーブルの取り方で、10%以下から100%超過というランクがあって、その中で40%以上、50%以下というところが最後の数字があるところで、後は全部ゼロだから、その前のページの変更点を見れば、わかるような気がしま

すけれども、どちらでも大した問題ではないから結構です。

○坂本評価課長 事務局で検討させていただいて、見上先生の御指摘もあって、検討した結果、これに戻ってもということも含め、少し検討させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○野村委員 お願いします。

○小泉委員長 今までこういう表を使って表現していますね。シアンだけではなくて。ほかの書き方も検討して、同じようなパターンで書いてもいいのではないのでしょうか。

○坂本評価課長 前例とかも確認いたします。

○小泉委員長 見上さん、それでよろしいですか。

○見上委員 結構です。

(2) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 22 年 9 月分）について

○小泉委員長 それでは、食の安全ダイヤルの報告をお願いします。

○新本リスクコミュニケーション官 資料 2 に基づきまして、御報告いたします。9 月の問い合わせ件数でございますが、55 件ございました。ちなみに 8 月は 53 件、7 月が 58 件となっております。

内訳ですけれども「①食品安全委員会関係」で 11 件になってございます。これは主に食品安全委員会が発行しております刊行物や DVD、ホームページに関するお問い合わせでございました。

「②食品の安全性関係」は、主として食品安全委員会の行う科学的評価に関する事項でございすけれども、全体で 8 件ございました。化学物質系で 2 件とありますが、これは DAG の評価の状況についてのお問い合わせでございました。

また、新食品で 4 件とありますが、このうち 2 件が特定保健用食品の安全性の評価に関するお問い合わせ、残りの 2 件が遺伝子組換え食品関係のお問い合わせでございました。

「③食品一般関係」は、主としてリスク管理に関する事項でございますが、全体で 33 件ということで、多かったのが衛生関係で 12 件。特に食品への異物混入などで 12 件でございます。

また、化学物質系が 10 件となっておりますが、これは添加物や汚染物質の基準などに関するお問い合わせでございました。

新食品で 4 件とありますが、これはいわゆる健康食品に関するお問い合わせとなっております。

めくっていただきますと、昨年 1 月以降の件数の推移ということで、全体、トピック的なものの件数の推移を載せております。

その次のページが「（3）問い合わせの多い質問等」ということで、今回は「特定保健用食品の許可に際して、食品安全委員会は安全性をどのように判断しているのでしょうか」ということで Q&A を整理いたしてございます。

答えでございますが、特定保健用食品は保健機能成分を含んでいて、特定の保健の用途に資する旨を表示して販売される食品です。その販売のためには、製品ごとに有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

平成 21 年 9 月より特定保健用食品の表示に関する業務が厚生労働省から消費者庁に移管されまして、消費者委員会の新開発食品調査部会などが有効性などを審議し、消費者庁長官が表示を許可することとなっております。その許可に先立ちまして、食品安全委員会は消費者庁からの依頼を受けて、科学的知見に基づいた安全性の評価を行います。

この安全性の評価は、食品安全委員会の新開発食品専門調査会において個別の食品ごとに、食経験や食品形態を十分考慮した上で、消費者庁から提出された動物試験やヒト試験でのデータを基として行っております。そのデータが不足する場合は追加データを消費者庁の方に求める場合がございます。

評価に当たりましては、特定保健用食品は多くの場合、疾病予備群の人を対象としていることや、病気を治療中の人摂取する場合もあることなどを考慮しております。また、特に錠剤やカプセルなど通常の食品とは異なる形態の場合には、過剰摂取される可能性なども考えながら評価を行っているということでございます。

専門調査会の審議結果については、国民からの御意見・情報を 30 日間募集した上で親委員会の方で審議し、ここで得られた評価の結果は消費者庁に通知されます。消費者庁はこの評価結果を踏まえて許可することになるというものでございます。

参考のホームページの URL として、食品安全委員会、消費者庁、消費者委員会のそれぞれ

れの関係するものにリンクを張るような形で、食品安全委員会のホームページにアップしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございませんか。よろしいですか。

少しお聞きしたいのですが、今回、消費者庁の方に業務が移管されたということですが、私の記憶では表示の件だけが移ったと思っていますのです。表示に関しては有効性と表示について、どういう表示をするかということを経済産業省が許可することだと思っております。実際に特定保健用食品でたまたま健康被害が起きたといった場合は、厚生労働省の保健所に届け出るのが筋なのではないですか。

○**新本リスクコミュニケーション官** 特保といえども食品ですので、基本的には保健所に届け出るようになると思います。今回の消費者庁の設置に際しては、健康増進法に基づきます特保の表示に関する業務が厚生労働省から消費者庁に移管されたものでございます。

○**小泉委員長** 分かりました。何かほかに御質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、ほかに議事はございますか。

○**西村総務課長** ほかにございません。

○**小泉委員長** それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は10月21日木曜日14時から開催を予定しております。

明日10月15日金曜日10時から、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループが公開。

来週10月20日水曜日14時から、農薬専門調査会幹事会が公開でそれぞれ開催される予定となっております。

また、食品安全委員会では食品の安全性をテーマにした学習を深める機会として、訪問学習を受け入れております。食の安全を守る仕組みや考え方などについて学んでいただくため、グループ研究あるいはゼミ、修学旅行などの一環として御活用いただければと思います。

例えばこれまでに農薬や BSE について調べている中高生のグループの皆さん、あるいは遺伝子組換え食品の安全性について調べている大学のゼミの皆さんなどがいらっしゃいまして、勉強されておりました。申込み方法などにつきましては当委員会のホームページに掲載しているほか、本会場の隣の展示コーナーにも用意しておりますので、御覧いただければと思います。

以上をもちまして、「食品安全委員会（第 351 回会合）」を閉会といたします。どうもありがとうございました。